

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第十七条の四第二項本文の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額」を「第十七条の四第三項第一号の規定の例により人事委員会規則で定める額」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同号イ中「六千円」の下に「（別表第七の二ロ四級の項及び同表ハ四級の項に規定する人事委員会が特に定める職にあつては、八千円）」を加え、同項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 条例第二条の規定に基づき、給与条例第十七条の四第二項の規定の例により支給する管理職員特別勤務手当は、前項第一号に掲げる職員に支給するものとする。

第九条の二に次の一項を加える。

4 条例第二条の規定に基づき、給与条例第十七条の四第三項第二号の規定の例により人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 校長 三千円（別表第七の二ロ四級の項及び同表ハ四級の項に規定する人事委員会が特に定める職にあつては、四千円）

二 教頭及び部の主事 二千円（別表第七の二ロ三級の項及び同表ハ三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円）

三 総括事務長及び事務長 二千円

附 則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。